

災害時情報共有システムへの 入力について

島根県健康福祉部高齢者福祉課



1. 災害時情報共有システムとは

(1) 概要

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることを目的に、令和3年度から災害時情報共有システムの運用が開始。

(2) システムへのログイン

[介護サービス情報報告システム ログイン](#) (クリックすると厚生労働省のサイトへ遷移します)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/32/>

(介護サービス情報公表システムのIDとPASSでログイン可能です。)

(3) システムマニュアル

[事業所向け操作マニュアル\(被災状況報告編\).pdf](#) (クリックするとPDFへ遷移します)

(4) 参 考 (高齢者福祉課HP)

[島根県:災害時情報共有システム](#) (クリックするとHPへ遷移します)

2. みなさまへのお願い

<報告の徹底について>

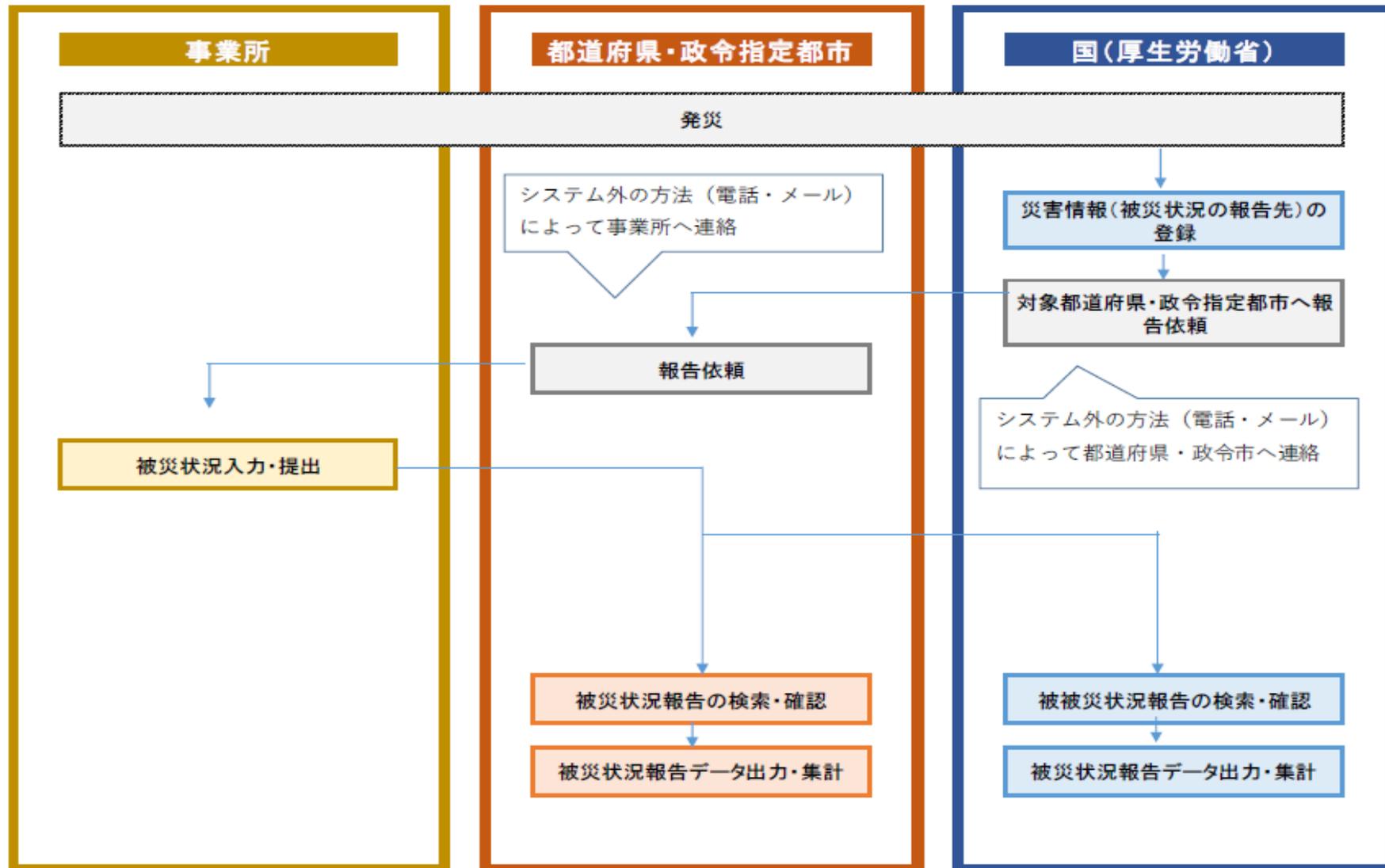
- 災害時または気象状況等により災害の恐れがある場合は、被害の有無に関わらず、災害時情報共有システムでの入力・報告をお願いします。
- システムへの入力・報告は、システム上で国が被災状況の報告対象となる災害を登録後、国からの自動送信メールまたは県からのFAX等による報告依頼に基づき、入力・報告を行ってください。
- 発災時点でシステムによる報告ができない場合は、[別紙様式 災害状況整理表.xlsx](#)により被災状況の報告をメールまたはFAXで報告してください。

(報告先) 島根県高齢者福祉課 FAX:0852-22-5238 mail:kourei@pref.shimane.lg.jp

<担当者の更新>

- 事業所において担当者が変更になった場合は、システム上の担当者の連絡先(氏名・メールアドレス・電話番号)もあわせて変更をお願いします。

3. 報告までのフロー図



近年、災害が増加傾向であり、今後も南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されています。

自然災害のリスクと向き合いながら、将来予測される被害を回避・軽減するために、事業所のみなさまにおかれましては、BCPの策定や非常災害に対する備えなど平時からの体制整備をお願いいたします。

